

## 在宅医療の充実に向けた取り組み、項目によって都道府県間に差

厚生労働省の医療計画の見直し等に関する検討会に置かれた在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループで、在宅医療の充実に関する都道府県の取り組み状況が報告されました。厚生労働省が1月に通知した「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」の内容に沿って、2月1日時点の取り組みの状況を調査したものです。

通知では、在宅医療の取り組みの「見える化」として、KDB(国保データベース)システム等を活用し情報収集・分析を行うことや、医療機関ごとの訪問診療の実施可能件数や訪問診療への参入意向などに関する実態調査を実施し、その結果に基づいて施策を講じることなどを挙げたほか、在宅医療への円滑な移行として、病院が後方支援を行うことを含め、病院、診療所の医療関係者や介護支援専門員等が協議し、在宅医療圏ごとに必要な入退院(支援)ルールを策定できるよう、都道府県が支援することなどを求めています。

調査で把握された状況によると、KDBシステムのデータ等の活用は14道府県で行われており、17都県が今後実施予定としていました。医療機関ごとの調査については、病院への調査が31道府県で実施されており、診療所への調査は30道府県で実施されていました。病院等と在宅との間で、療養の場が円滑に移行できるようにするための入退院支援ルールの策定に関しては、在宅医療圏域全てで策定・支援していたのが16道府県でした。在宅医療圏域は、32道府県が二次医療圏(地域医療構想区域)と同一に設定しており、その他は、市区町村単位(9都県)などの設定になっています。こうした取り組み状況の把握は今後、年2回程度行う予定としています。

## 薬機法等の一部を改正する法律案が国会に ~機能別薬局の認定制度など

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)等の一部を改正する法律案が19日、国会に提出されました。改正事項のうち、薬剤師・薬局のあり方に関しては、薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務と、患者の薬剤の使用に関する情報を他の医療提供施設の医師等に提供する努力義務を規定することや、機能別の薬局の知事認定制度を導入することなどが盛り込まれています。機能別の薬局については、①患者の入退院時や在宅医療において他の医療提供施設と連携して対応できる薬局を「地域連携薬局」と規定、②がん等の専門的な薬学管理に他の医療提供施設と連携して対応できる薬局を「専門医療機関連携薬局」と規定し、それぞれ名称独占の仕組みを導入する内容です。また、対面実施が義務である服薬指導について、一定ルールの下にテレビ電話等による対応を可能にします。対面の解釈を、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む」とします。

《発行》

**アステラス製薬株式会社**

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

**医療総研株式会社** (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004  
TEL. 03-3817-8867